

# 対馬歴史民俗資料館報

## 第 30 号

平成19年 2 月 20 日

編集・発行  
 長崎県立対馬歴史民俗資料館  
 対馬市厳原町今屋敷  
 郵便番号 817-0021  
 電話 (0920) 52-3687  
 印刷所  
 諫早市長野町1007-2  
 (株) 昭和堂  
 電話 (0957) 22-6000



陶山訥庵先生肖像

対馬の三聖人（雨森芳洲・陶山訥庵・賀島忠軒）の一人と言われる陶山訥庵が、生まれて今年（二〇〇七年）は三五〇年になります。対馬歴史民俗資料館では、今年度六月一日から七月二日まで特別企画展「陶山訥庵展」を開催し好評を得ました。

現在、対馬の田畑を荒らすイノシシの被害は甚大で、農林業に対する影響は計り知れないものがあります。江戸時代に陶山訥庵が行ったイノシシ狩りは、今を生きる者にとっても大きな関心事であり、その言行は示唆に富むものがあります。

陶山訥庵は、一六五七年十一月二十八日対馬藩の儒医・陶山支育の跡継ぎとして対馬府中の金山に生まれました。幼名は五一郎以直、後に庄右衛門、号は訥庵と言った。小柄ではあったが、幼い頃から大変才知にたけており、十一歳で京都の大儒学者・木下順庵の門に入った。門下六百人中でも頭角を現したが、十六歳で順庵の下を去り、奈良で知行一致の陽明学を学んだ。帰国して、家督を継いだのが二十四歳であった。その後は、類い希な才覚で、次々と藩の懸案を解決し才腕が認められていった。

古来対馬には、イノシシが多く、農民は畑の周囲に柵を設け、番人を置き寝ずに大声や鐘・太鼓を打ち鳴らしたりしたが、収穫期の被害は目も当てられぬ有様であった。訥庵は、若い頃から何とかせねばと考えていた。

一六九九年、四十三歳で重職の郡奉行の役に就くと、念願のイノシシ狩りの大事業を平田類右衛門喬信とともに押し進めた。しかし、折しも將軍綱吉の生類憐れみ令が発せられた時であり、島内においても果たして成功す



### 農聖 陶山訥庵(庄右衛門)・生誕350年

館長 長嶋耕一

るものかとか、生き物の種を絶つのは残酷だとか、種々の物議が噴出し冷たく非難する者も多かった。訥庵は、「農民が苦しむのを黙視するのは為政の道でない。治民の第一義は食足にある。食足がない人の終極は最も忌避すべき悪習におちいる。ことに対馬は海の果てに位置し交通不便だから食料の独立を計らねばならない。かつ一朝事ある場合は備蓄が必要である。それには何よりも先に猪を退治せねばならぬ。猪を退治することは開墾地の少ない対馬においては耕地開拓に等しい。」と徳川幕府の強権に怯える藩をも、命を賭して決死の志で説得した。内外の厳しい環境に耐え、強い信念と綿密な計画の「猪鹿逐討覚書」により、約二十三万人を動員した。九年の歳月をかけて、八万頭のイノシシを退治したのである。これだけの大事業に新税を課さなかつたのである。その後は、専ら著述に力を傾け、農政を中心にして七十六歳で死去するまで書き続けた。訥庵の行状や人となりは、まさに自戒のことばそのままであった。

○善と知って遂げぬことなく、悪と知って止めぬことなし

自警歌廿首から抜粋すると、

○人をねたみ 身をほころこそ いやしけれ 身のため人の ためはおもはで

(自分の置かれた立場や、他人のことを考えずに、人をねたみ自分を誇ることは恥ずかしい)

○あやまりをしれる後にも あらためず かざりぬるこそ おろかなりけれ

(過ちに気付いた後に改めず、表面を取り繕うことは、おろかなこと)

○なき罪を ありといひける そしりをも 聞きずてにせず かねてつつしめ

(ありもしない事があるという非難も聞き捨てないで、普段から身を慎んでいなければならぬ)

〔参考文献〕陶山訥庵先生小伝 〔郷土の先駆者たち〕

本資料館は、主として宗家文庫史料の保管補修や研究に努めています。今年度で一紙物(約四万点)の調査がほぼ終了し、今後目録化に取り組みます。さらに、冊子物(約三万余冊)の再調査も始まります。それが終了すれば、国指定重要文化財として認定されるでしょう。なお、対馬歴史民俗資料館は、来年度開館三十周年を迎え、朝鮮通信使四〇〇周年の取組をします。

今後とも、本館の事業に対しまして、御支援・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

略年表 (『陶山訥庵先生小伝』より)

和 暦	西 暦	主 な 業 績
明暦 3	1657	11月28日府中金石に生まれる。
明暦 7	1667	木下順庵の門に学ぶ。(～寛文11年まで)
延宝 5	1677	遊学を終え、対馬に帰る。
延宝 8	1680	家督を継ぐ。
貞享 2	1685	「宗氏家譜」を編修する。
元禄 8	1695	竹島問題 (朝鮮名 鬱陵島) が解決する。
元禄 11	1698	9月 界川(境川)の論争の解決のため、久留米に行く。
元禄 12	1699	3月 郡奉行を仰付けられる。
元禄 13	1700	10月 穢猪令が発せられ、12月から追詰が始まる。
宝永 2	1705	鉄砲屋を設け、鉄砲の製造に着手する。
宝永 3	1706	窮民屋を設け、身寄りのない老人や病人を救う。
宝永 5	1708	郡奉行を免ぜられた。
宝永 6	1709	対馬南端の豆飯の追詰をもって、シシ狩りが終了する。
享保 7	1722	5月 農業全書約言10月老農類語を八郷に配布する。
享保 9	1724	甘藷説、粟孝行芋植立下知覚書を著わす。
享保 12	1727	郷村農事録、農書輯略、農政問答を著わす。
享保 16	1731	受益談を著わす。
享保 17	1732	6月24日 死去する。

# 「猪鹿逐詰之次第」にみる

## 陶山訥庵の猪狩り

俵 裕一

### はじめに

近年全国的に、動物による農作物への被害が取りざたされている。熊、猿、猪、鹿など従来、山で生息しているはずの動物たちが麓におりてきては、餌を求めて田や畑を荒らすという現象がそれである。この現象は全国的に問題となっており、いろいろな方策がとられているが、思うように成果が上がっていないのが現状である。このような傾向は、ここ対馬でも年々深刻になり始めており、

特に猪による被害は、各方面に大きな影響を及ぼしている。猪ときけばわれわれ対馬の者で陶山訥庵を連想する人は少なくないであろう。時は太平、元禄の頃、猪の被害に苦しむ農民のため、島に生息する猪を全滅させたその人である。しかしながら、どのようにして何万頭ともいわれる猪を退治したのかという点では余り知られていないのではないだろうか。そこで、陶山訥庵がどのように猪を退治したかを「猪鹿逐詰之次第」という陶山訥庵が立案した計画書をも

とに考察していきたい。

陶山訥庵は、名を庄右衛門といい、明暦三年(一六五七)十一月二十八日、府中(現在の厳原)に生まれている。(今年、奇しくも庄右衛門生誕三五〇年、亥年である。)若い頃には木下順庵の下で学び、その後京都などで遊学し、延宝八年(一六八〇)に家督を相続している。家督相続後は対馬藩のために尽力し、「宗氏家譜」の編纂、竹島問題(現在の鬱陵島)の解決、界川(境川)論争の解決などを手がけ、元禄十二年(一六九九)三月には、郡奉行の役に就いている。翌年十月に「穢猪逐詰が断行されるのである。まず、猪鹿逐詰の具体的な計画を検証する前に御郡奉行所の『毎日記』を基に、猪鹿逐詰の許可を求めた「口上覚」とそれに対する藩の回答である「覚」について、どのような内容であったかを確認していきたい。

### 一 理路整然とした考え

口上覚

十五年以来御郡中之夏作雨霧二損秋作旱風霜二損し夏秋之作二虫付候度々有之困窮之百姓多数二成候ニ力をつくし可申より外之儀無御座候故他国之百姓之仕形などを承り合せ申教江候得共御国之作所ハ山中二有之候而猪荒れ強ク猪糞猪逐二力費へ農業之仕形を他国之様ニ仕り候儀難成作物を大分猪二喰れ候得ハ執ぬけ心すさみ農業弥おろそか二成り申由二相見江候

庄右衛門は、「口上覚」でまず、「二十五年來の農作物の不作により農民は年貢等を納めることに困り支払いが滞っている。そのため、藩に収めるべき年貢等も少なく、これといった打開策がないのが現状である。それに輪をかけて山中では、猪が作物に害を与える被害が続き、農民は、猪の逐詰をする事に時間を費やさず、本来の農作業ができない。しかも、丹精こめて作った作物は、猪に食い荒らされ農民はやる気をなくしている。」と農民の現状を訴えている。さらに、「猪が島からいなくなるまで、作物が豊かに栽培されるようになり、藩の財政も潤う。」というのである。

：(略)：作物出来増し候ハ、数年之後ハ御年貢公役銀之皆済只今之様ニハ延引不仕猪荒与而差上候処をも定り之御物成二而請込二猪荒れと而差上置其後少之御物成を差上候処も猪荒れ止ミ候ハ、以前之御物成を差上可哉与奉存候

つまり、猪鹿逐詰を行うことは、被害に苦しむ農民の願いであり、また、藩の財政を立て直す絶好の機会であるため、藩を、あるいは島をあげてこの難事業に取り組みべきように申し出たのである。

以上のように「口上覚」を見る時、庄右衛門の理路整然とした考え方が伺える。猪の逐詰を行うことは、農民だけの力では限界があり、困難である。しかし、その困難を農民は自分たちの意思で解決しようとしてい

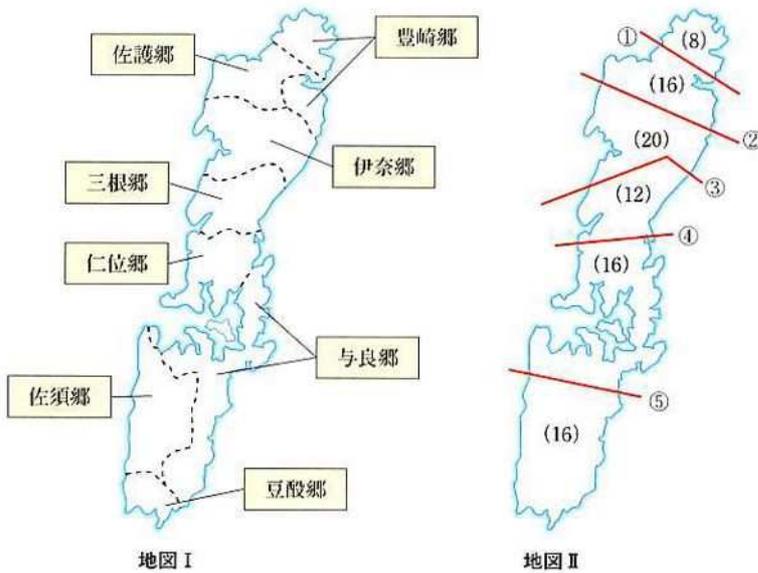
る。それは、猪の被害から農作物を守るためであり、とりもなおさず、藩の財政を守ることを意味する。よって、藩としてもこの農民の意思を尊重し、藩をあげて、猪の逐詰を実行すべき事を訴えたのである。

この「口上覚」は、元禄十三年(一七〇〇)十月六日に陶山庄右衛門と平田類右衛門の連名で、家老・杉村頼母に提出されている。これを受け、元禄十三年(一七〇〇)十月九日には、杉村頼母から陶山庄右衛門と平田類右衛門宛に猪鹿逐詰の許可がおりている。所謂、「殲猪令」である。

此程書付二而被申出候ハ八郷猪荒甚大分之作物を損さし百姓共殊外難儀仕り候二付豊崎郷より段々二猪を逐詰候常二仕切牆をいたし度由百姓共願候之旨被申出則何茂遂相談候所別而支りも無之候間願之通可被申付候江戸表江可被仰越候得共其返事相待候二ハ不及候条能時分より段々可被申付候以上  
十月九日 杉村頼母

平田類右衛門殿  
陶山庄右衛門殿

「このたびの書付で申し出があったように、猪の被害に苦しむ農民を救う手立てとして、猪を逐詰る為の仕切り垣を豊崎郷から徐々に築き、猪を退治したいとの農民からの願い出を検討したところ、支障はないとの結論になり、願いのとおりに江戸へ申し出ることにした。江戸からの返事を待つには及ばないので、よい時期を選んで実施しなさい。」というものであった。



このように庄右衛門が提出した「口上覚」とそれに対する回答である杉村頼母の「覚」を読んだ時、一つの疑問がわいてくる。それは、日付けの問題である。「口上覚」が提出されたのは、元禄十三年(一七〇〇)十月六日であるのに対して、杉村頼母が出した「覚」は、元禄十三年(一七〇〇)十月九日である。猪鹿逐詰の願いを出して許可されるまでにわずか、三日間しか要していないことになる。当時の対馬藩にとってこの計画は、大事業といつてよく、

これを行うにあたってわずか三日間でこのような大きな決断を下したとはとても考えにくい。実は、庄右衛門は、元禄十二年(一六九九)の三月に郡奉行の役につき、翌年九月には、「猪鹿逐詰之次第」といわれる猪鹿逐詰の計画書を郡奉行所から出していたのである。この計画書には緻密に計算された事柄が詳細に記されており、対馬藩は、この計画書を事前に検討し、「殲猪令」をだす運

表 I 大垣、内垣について『猪鹿逐詰之次第』より

大垣	西の出崎	東の出崎	直線距離	峯伝に換算	内垣
①大垣	唐舟志の東	西津屋佐須奈の間	4里	6里	①大垣の北9里
②大垣	湊村刈生の間	五根緒琴村の間	7里	10里	②大垣の北23里
③大垣	女連津柳の間	志多賀小鹿の間	5里	7里	③大垣の北30里
④大垣	銘村小綱の間	佐賀久志(櫛)の間	6里	8里	④大垣の北15里
⑤大垣	今里阿連の間	鶏知根緒の間	5里	7里	⑤大垣の北18里
					⑤大垣の南28里

にまず、庄右衛門の準備周到な計画と確実な行動力を読み取ることができると、それは、その計画書である『猪鹿逐詰之次第』を実際に読み、陶山庄右衛門の壮大な計画の一部を検証していききたい。

二 緻密な計画

江戸時代の対馬の行政区分は、地図Iのように八郷に分けられていた。この八郷からなる対馬に地図IIのように豊崎郷から段々に大垣を築き、さらにその大垣の中にそれぞれ内垣を築いて猪鹿を逐詰していくのである。『猪鹿逐詰之次第』によると、一番目の大垣は、唐舟志の東の出崎より西津屋・佐須奈の間の出崎まで四里(約16km)、その内垣は八つ。二番目の大垣は、湊村・刈生の間の出崎から五根緒・琴村の間の出崎まで七里(約28km)、その内垣は十六。三番目の大垣は、女連・津柳の間の出崎から志多賀・小鹿の間の出崎まで五里(約20km)、その内垣は二十。四番目の大垣は、銘村・小綱の間の出崎から佐賀・久志(櫛)の間の出崎まで六里(約24km)、その内垣は十二。五番目の大垣は、今里・阿連の間の出崎から雞知・根緒の間の出崎まで五里(約20km)、その内垣は十六。(地図II、表I参照)このように大垣五つと内垣八十八を年毎に築き、逐詰る計画である。

猪鹿浦ヲ渡ルヘキユヘ浦ニハ船ヲ備ヘ置クヘシ右ノ如スレバ内垣ノ

内ノ坪半里二一里半程ニナリ猪鹿ヲ逐詰ルニ便リアルヘシ内牆ノ路ニ當リタル處ハ木戸ヲ構ヘ置クヘシ逐詰ノ處ハ内牆ノ内ニテ無用ノ地ヲ狭ク仕切テ其内ニ逐込ミ廻リノ牆ハ年々新シク仕替ヘシ逐詰處ノ牆ハ少シノ町壤ナルユヘ別ニ積リヲ出サズ大牆内牆ヲ餘計ニ積ルユヘ餘計ノ分ニテ逐詰處ノ牆ヲ構ヘ終ルヘシ

「逐詰の日には、猪鹿が浦を渡るので、船を備えよ。」ともいつている。さらに、一つの内垣の面積は半里×一里半(2km×6km)四方とし、その内垣の中には、猪鹿を逐詰る所をつくるように指示している。ここでさらに庄右衛門の計画の緻密さをあらわす部分として、「猪鹿を逐詰る所の垣は、大垣、内垣を多めに見積もっている、その余った分は猪鹿を逐詰る所の垣に使いなさい。」と指示しているところである。その他に

一村ノ人夫百人ナラバ其内誰々何十人ハ木ヲ伐リカツラヲ採リ誰々何十人ハ牛馬ヲ引テ木カツラヲ運ヒ誰々何十人ハ木カツラヲ請取り牆ヲ構フヘシト夫々に相應ノ事ヲ申付ケ三様トモ二人柄ヲ撰ヒ  
 〔中略〕：牆ノ高サ大牆六尺内牆八五尺二定メ大牆ノカツラハマサキムヘアケヒヲ用ヒ

「もし、人夫が百人いたならば、木を切り、かづらを切る者何人、牛馬を引いて木やかづらを運ぶ者何人、垣を構える者何人というようにそれ

ぞれの役割分担をしつかりさせて、仕事に適した者を使いなさい。」と詳細に指示している事からも、その緻密さを伺う事ができる。また、垣の高さは、大垣が六尺(約1.8m)、内垣が五尺(約1.5m)にあわせて築き、大垣の材料は、まさき・うべ・あけびを使い、内垣は、葛かつらを使う事も付け加えている。このような細かな指示は、実際に作業に従事する者や指揮をとる者にとって、大変わかりやすく、作業しやすいものであるといえる。その他にも、『猪鹿逐詰之次第』の全体からこのような緻密さが伝わり、非常に感心させられる。

### 三 統計に基づく計画

また、『猪鹿逐詰之次第』にみる庄右衛門の計画を検証する上で感じられることは、緻密さだけでなく、確実な統計をもとに作業の割り当てや分担を決めているという点である。表Ⅱからもわかるように郷ごとに作業可能な人数を割り出し、分担するのである。例えば、表Ⅲで見られるように①の大垣、内垣(地図Ⅱ参照)には、豊崎郷と佐護郷の作業可能な九六〇人中六一二人を大垣、内垣を構える作業に割り当て、二十日で作業を終えると仮定して、合わせて一万二二四〇人が作業に必要な人数として計算している。以下の大垣、内垣も同じように見積もり、大垣、内垣づくりの作業には、総計で十二万七四四〇人の人夫が必要とされ、食料は、一日一人米七合と見積もって八八七石四升が必要であると算出

している。また、大垣は、構えるだけではなく、その大垣を監視するための目付や木戸を見張る番人をそれぞれ割り当てている。表Ⅳのように、例えば、①の大垣(地図Ⅱ参照)には、目付六人、番人五人を割り当て、八十日間(一回の猪鹿逐詰の期間)作業に当たらせ、のべ八八〇人の人夫が必要であると算出している。以下の大垣も同じように見積もり(但し、②と④の大垣には三三〇日当

る)目付、番人の総数を一万二五三〇人と見積もり、食料は、八七石七斗一升が必要となる計算である。このようにして大垣、内垣を構えるのであるが、実は、大垣を構えたあとすぐに内垣を構えるのではなく、猪鹿の隠れそうな所を掃すために木を払い、時には茂みを焼き払う作業を行うのである。その具体的な計画を見てみると

表Ⅱ 八郷の人数割り当て(『猪鹿逐詰之次第』より)

郷名	豊崎郷	佐護郷	伊奈郷	三根郷	仁位郷	与良郷	佐須郷	豆酸郷	計
給人	55人	31人	33人	12人	36人	56人	18人	17人	258人
足軽	2人	14人	3人	16人	24人	9人	5人		73人
10歳以上の男	780人	660人	1270人	800人	950人	1400人	670人	300人	6830人
人夫	520人	440人	846人	524人	632人	920人	446人	200人	4524人

表Ⅲ 各大垣・内垣の垣づくり作業の割り当て(『猪鹿逐詰之次第』より)

位置	①		②		③		④		⑤	
	大垣	内垣	大垣	内垣	大垣	内垣	大垣	内垣	大垣	北の内垣 南の内垣
郷割り当て(1日)	豊崎・佐護郷より 612人		佐護・豊崎・伊奈郷より 1332人		伊奈・豊崎・佐護・三根郷より 1440人		三根・伊奈・仁位郷より 972人		仁位・三根・与良・佐須郷より 1008人	
郷中	960人		1806人		2330人		2002人		2522人	
人夫(20日)	5760人	6480人	10080人	16560人	720人	21600人	8640人	10800人	7200人	12960人
計(20日)	12240人		26640人		28800人		19440人		20160人	
総計			127440人		飯米(7合飯米)				887石4升	
垣奉行	200人		日数(20日)		4000人		飯米(7合飯米)		28石	

表Ⅳ 各大垣における目付、番人の分担(『猪鹿逐詰之次第』より)

位置	①		②		③		④		⑤	
	目付	番人	目付	番人	目付	番人	目付	番人	目付	番人
人数	6人	5人	6人	9人	6人	7人	6人	8人	6人	7人
各分担延人数	480人	400人	1980人	2970人	480人	560人	1980人	2640人	480人	560人
日数	80日		330日		80日		330日		80日	
延人数	880人		4950人		1040人		4620人		1040人	
目付			5400人		番人				7130人	
総計			12530人		飯米(7合飯米)				87石7斗1升	

大木ノ下ノ焼ク事ナラヌシクリハ  
残ラス伐剥キ其内ニテ用ニ立ヘキ  
樵柴ハ内牆を構フル處ニ運ヒ内牆  
ヲ構フル間ニ風ノ強カラヌ日ヲ撰  
ヒ風下ト高キ方ヨリ火ヲ放テ四五  
十間程焼入レ左右ヨリニ三十間程  
焼入レ其上ニテ風上ト卑キ方ヨリ  
火ヲ放テ焼拂ヒ外ニ火移ラヌ様ニ  
警固シ其人夫ハ一里角ノ坪ヲ百人  
ニ當ヘシ

「焼き払うことが可能な場所は、  
風のない日を選び十分に見張りをつ  
けて一里四方単位で焼き払い、焼く  
ことができない場所は、木を払って  
猪鹿の隠れそうな場所をなくしてい  
けば、逐詰る事が容易になる。」と  
指示している。この作業の具体的な  
計画は、表Vにあるように、例えば  
①の大垣（地図Ⅱ参照）の場合、豊  
崎郷と佐護郷より作業可能な九六〇  
人中六〇〇人を選び、払いの日数を  
五日と仮定して、のべ三〇〇〇人を  
割り当て、以下の大垣も同じように  
見積もり、総数三万三〇〇〇人の人  
夫を動員し、食料は、二三一石が必  
要であると算出している。このよう  
にして茂みを払った後、内垣を構え  
ていよいよ猪鹿逐詰の作業となるの  
である。

猪鹿逐詰ノ仕形ハ半里二一里半程  
ノ坪ヲ人夫六百人犬二百疋ニテ一  
日ヅツ逐ヒ人夫三人ノ内一人ヲ小  
頭ニシテ小頭一人ノ左右二組子ノ  
人夫ヲ一人ヅツ立テ間配リト歩ミ  
様ト程ヨクイタサセ人夫十五人ニ  
給人一人ヅツ相添エ行列ノ外ニナ  
リテ人夫ノ前後左右ヲ立廻リ間配

リト歩ミ様ヲ下知セシメ其坪ノ猪  
鹿ヲ逐詰メタル翌日ハ隣ノ坪ノ猪  
鹿ヲ逐詰ヌヘシ

半里×一里半の面積を人夫六〇〇  
人と犬二〇〇匹ずつで一日作業を行  
い、三人一組で列を作り十五人に一  
人の給人をつけ、列の間隔を見  
るなど、その列を監督させる。この  
ようにあらかじめしっかりとした統  
計をもとに予測を立て、事を確実に  
行えるように計画しているのである。

表V 各内垣のしくり拂い作業の割り当て（『猪鹿逐詰之次第』より）

位置	①	②	③	④	⑤	
内垣の数 (半里×1里半)	8	16	20	12	16	16
郷割り当て (1日)	豊崎・佐護郷より 600人	佐護・豊崎・伊奈郷より 1200人	伊奈・豊崎・佐護郷より 1500人	三現・伊奈・仁位郷より 900人	仁位・三現・佐長・佐護郷より 1200人	佐長・佐護・豊崎郷より 1200人
郷中	960人	1806人	2330人	2002人	2522人	1566人
人夫(5日)	3000人	6000人	7500人	4500人	6000人	6000人
総計			33000人	飯米(7合飯米)		231石

四 断固とした統率力

しかし、庄右衛門の計画は緻密さ  
と確実さだけに留まらない。実際に  
逐詰を行う時には、断固とした統率  
力と寛大な温情を責任者等に求めて  
いるのである。例えば、一つの内垣  
内に猪鹿見出し役を二人ずつ付ける。  
この猪鹿見出し役は、猪鹿を発見し、  
その数をしっかりと把握しておくこと  
が役目となる。猪鹿見出し役は、大  
切な役目となるため、その村の氏神  
の拝殿において名を記し、血判を押  
す義務を負わせた。もし、役目を怠  
ることがあれば、その村に一日、隣  
の郷の大村に二日、その本人をさら  
すように定めている。また、庄右衛  
門の猪鹿逐詰に対する断固たる統率  
力と温情の現われは、その他の人夫  
の取扱いを指示したところからも読  
み取ることが出来る。

百姓ヲ使フニハ厳密ニ法ヲ立テ背  
ク者ハ相應ノ科ニ申付ケ其中面々  
ノ手前ニ難儀ナルト思フ事ナキ様  
ニシテ使フヘシ(中略)老人小  
児病者片輪ヲ数人養フ者一冬一春  
ノ内ニ七十日程猪鹿逐詰ノ事ニ掛  
リ家内難儀ニ及バ、僉議ノ上ニテ  
飯米ノ分量ヲ定マリヨリ多クアタ  
フヘシ

「農民を使うには、厳密に法律を  
作ってその法に背く者は、それ相応  
の罰を与えながら、農民が今回の事  
業を大変だと思わないような工夫を  
することが大切である。もし、家庭  
に事情がある者には、協議をした上  
で規定よりも多めの食料を支給しな

さい。特によくがんばった者には、  
褒美をやり、怠ける者はその村に一  
日さらしなさい。」という指示であ  
る。

このような決意で臨んだ逐詰の割  
り当てを具体的にみると表VIにある  
ように①の大垣（地図Ⅱ参照）の場  
合には、豊崎郷と佐護郷より作業可  
能な一〇六二人（給人・足軽を含  
む）中六〇〇人を選び、八日間の日  
数を割り当て、のべ四八〇〇人が逐  
詰を行う。以下の大垣も同じように  
見積もり、総計で五万二八〇〇人の  
人夫を動員し、食料は、三六九石六  
斗が必要であると算出している。こ  
のようにして、一連の猪鹿逐詰に動  
員が予定された総人数は、二十二万  
九七七〇人となり、総食料数は、一  
六〇三石三斗五升にも及ぶ。この計  
画書の中には、さらに、猪鹿逐詰の  
作業をどの時期に行うかという具体  
的な事柄も盛り込まれている。



八幡宮神社の境内に建てられた額徳碑

表Ⅵ 各内垣の逐詰め割り当て（『猪鹿逐詰之次第』より）

位置	①	②	③	④	⑤	
内垣の数 (半里×1里半)	8	16	20	12	16	16
郷割り当て (1日)	豊崎・佐護郷より 600人	佐護・豊崎・伊奈郷より 1200人 (2組に分ける)	伊奈・豊崎・佐護・三徳郷より 1200人 (2組に分ける)	三徳・伊奈・仁位郷より 1200人 (2組に分ける)	仁位・三徳・与良・佐護郷より 1200人 (2組に分ける)	与良・佐護・豆飯郷より 1200人
郷中	960人	1806人	2330人	2002人	2522人	1566人
人夫(日数)	4800人	9600人	12000人	7200人	9600人	9600人
日数	8日	8日	10日	6日	8日	8日
総計	52800人		飯米(7合飯米)		369石6斗	

十一月十日マテニ妻ノ仕付ヲ仕廻  
ヒ同十一日ヨリ牆ヲ構ヘ十二月廿  
五日頃マテノ内二猪鹿ヲ逐詰メ正  
月八日ヨリ牆ヲ構ヘ二月廿日頃  
マテノ内二猪鹿ヲ逐詰メ十一月十  
一日ヨリ翌年二月廿日頃マテ日数  
百日程ノ内歳暮年始合テ十日程雨  
風廿日程ニシテ勤メノ日数七十日  
程ナル(中略)：牆ハ廿日二積リ  
山剝ハ五日二積リ猪鹿逐詰ハ或ハ  
八日或ハ十日或ハ六日二積ル

「その年の十一月十日までに農作  
業を終え、十一月十一日より垣を構  
え、十二月二十五日ごろまで猪鹿を  
逐詰め、正月は、六日より垣を構え  
て、二月二十日ごろまで猪鹿を逐詰  
める。猪鹿逐詰の期間は、前年の十  
一月十一日より翌年の二月二十日ま  
での約百日程度とし、そのうち、年  
末年始の十日間、雨風でできない日  
二十日間を差し引いて実質的な作業  
期間は、七十日と考える。垣を構え  
るのに二十日、山を払うのに五日、  
猪鹿逐詰に八日、あるいは十日、あ  
るいは六日をあて、作業が進まない  
ときには、十二月の二十八、二十九  
日まで延びることもある。」という  
計画であった。

以上が『猪鹿逐詰之次第』に見る  
陶山庄右衛門の猪鹿逐詰のための計  
画である。この計画は、四年で終わ  
るといふものであったが、実際には、  
九年という歳月を費やし、約八万頭  
の猪を全滅させている。いずれにし  
てもこの大事業を成し遂げられたの  
は、緻密で確実な計画に加え、断固  
たる姿勢で農民を統率し、時には、  
寛大な温情によって事をすすめよう  
としたからにはかならない。そこに  
この『猪鹿逐詰之次第』の、計画書  
を超えた「実践書」としてのすばら  
しさを感じずにはいられない。

結びにかえて

陶山庄右衛門は、猪鹿逐詰が完結  
する前年の宝永五年（一七〇八）に、  
郡奉行の役を免ぜられている。その  
理由は明らかではないが、いずれに  
しても庄右衛門が計画し、実行した

ことが受け継がれてこの大事業が達  
成されたことは間違いない。猪鹿逐  
詰が行われ完結した当初、この事業  
に対して、必ずしも皆が賞賛したわ  
けではなかったと言われている。し  
かしこの事業を、猪鹿逐詰から三百  
年たった今日までの長い周期として  
捉えた時、つい最近まで対馬には猪  
が生息せず、農作物への被害もな  
かったことを考え合わせれば、庄右  
衛門の洞察力と実践力が改めて見直  
されることである。この先を見据  
えた偉業に早くから気づいていた当  
時の人々によって庄右衛門が死亡し  
た年の享保十七年（一七三二）、佐  
護の金倉壇に「曠古遺愛の碑」が建  
てられたのである。この碑には、陶  
山庄右衛門・拵の名とともに、彼と  
ともにこの事業にあたった平田類右  
衛門・喬信の名も刻まれている。そ  
して、かの雨森芳洲が撰じたといわ  
れる碑文には、



佐護の金倉壇にある曠古遺愛の碑

のとなったのである。この稿を終え  
るにあたって、その碑に刻まれた碑  
文を紹介して本稿の結びにかえたい。

国のことよく知る人の  
なかりせば  
なか建てなんこの碑を  
文化九壬申年六月  
戸田頼母源暢明

参考文献

- ・『毎日記』元禄十三年 御郡奉行所
- ・『猪鹿逐詰之次第覚書写』
- ・『対馬島誌』
- ・『新対馬島誌』 対馬島誌編集委員会
- ・『陶山訥庵先生小伝』 賀島由己

また、この「曠古遺愛の碑」が完  
成した八十年後の文化九年（一八一  
二）には、その傍らに、陶山庄右衛  
門の偉業を讃えた碑が、当時、対馬  
藩の家老であった戸田頼母によって  
建てられている。この碑は、公の立  
場で正式にこの猪鹿逐詰を評価した  
ものであり、これによりこの事業は、  
対馬全島民にとって賞賛に値するも